

關
秘
錄

593	一	和
598	八七九三	書
八四	函	門
册	架	類

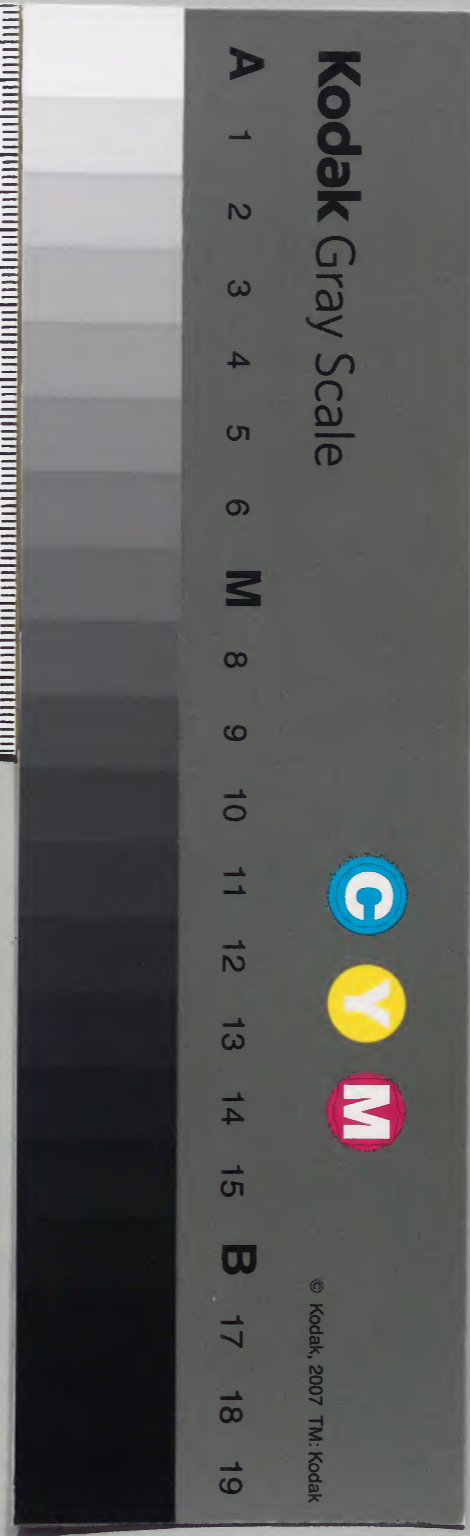
292

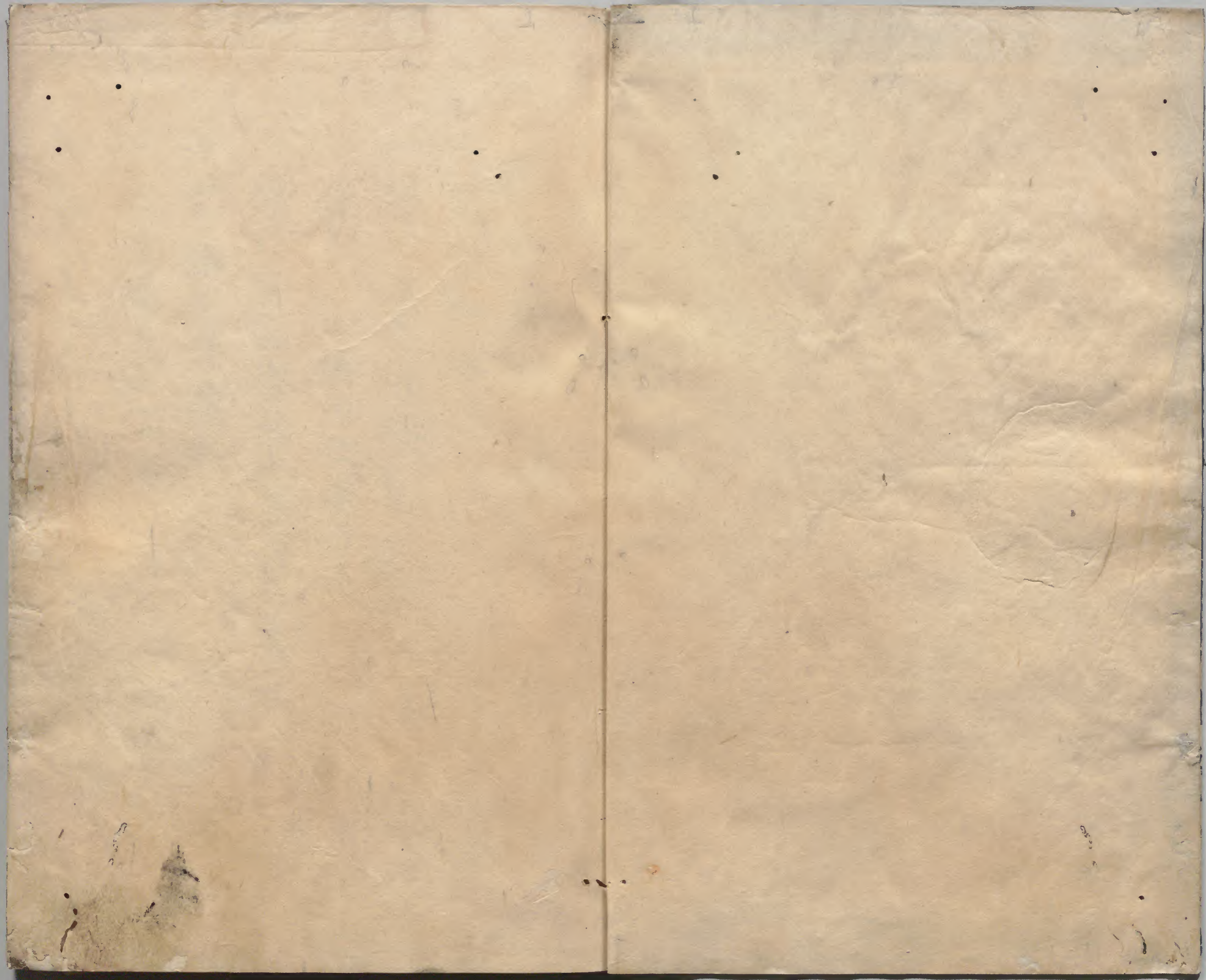
二二	八七九三	和
函	一	書
九	架	類

(一)

隨筆五十三

內閣文庫	
番號	和 18793
冊數	8 (1)
函號	211 292





關秘錄卷之三

一 菊花御紋

一 桐竹鳳凰御紋

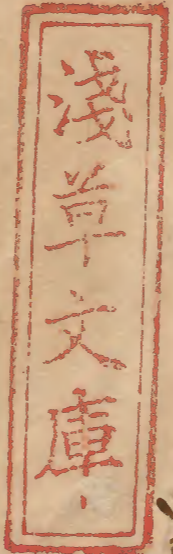
一 青色袍山ウヰンキヤサシ鶴山シヤク吹唐州文

一 御引直衣御文小葵并三重

一 雲鶴及立涌雲

一 浮線蝶并宿線綾

一 諸家異文色々



一 饗唐州輪有輪無及輪違

一 紅單付單文

一 窠霰文及鳥禱

一 指貫之文。姓氏之可有差別

一 穴窪手平手土器之考

一 公家平坏穴窪坏御膳有之

一 土器師

一 行騰ムカハキ毛色考
キヨウトシ

一 御城御煤拂御帚之圖

一 二重餅之圖

一此書今伝乃傳來汝汝家所蔵

臺井安右衛門義知一と浪人形と至るの和學者家

東の事小くく。枕双紙春曙抄の巻末抄と

おと世人の知家と形。義按とあるは別義知

の一字形と門人の跋も臺井と云ふの事汝

出と後め亦く至る

靈源院法皇一巻末文傍推侯と云書と編て

まじりぬる。徳野井末細と云書と編て



留ておきめて意係の以死す也是又至ての和学
者如く世えての考あはるる者仙臺家めてむうそ
きの診候扱年有て不念いえと一めと取ハ
一初て仙臺作れも清浄心あり以秘蔵有じ
然る小戸家の武徳編字集成も多くいひえと
の考めて出されり 右之えとの考を大中一丈
多ふりはい書ふわけは又和字を家流の至
て懐候と介ましく留置多きものせ傳り

仍る心と有て不見書候

一 臺井えと

紫東文飾推談

一 兼花沙紋の事

一 青毛袍山鶴山吹唐竹

一 御直衣は文小菱

少文洋の事

三重

一 信縁綾着縁綾の事

一 雲鶴の涌雨の事

一 書衣草編有無編の事

一 紅草草文の事

一 宝果の散多襟の事

一指考文依姓氏可存方別事

以下

装束文階推談序

官位は尊卑の體を後以依の用多し其用貴
賤の序とせし親王諸王諸臣と其としてお違
越せしむ其高もとの絶れぬ哉乃て卷首の令條
由載てしるぎふ一其中は位以ては皇乃羅
の歌中は位よりは皇乃羅の以中なり義解ふ
謂く緩は皇乃羅の以中なり義解ふ
緩は位以ては皇乃羅の以中なり義解ふ

文のさういふなりしを

持統天皇の御宇に

始りて其達訓令も付て久しき事なりしに

後との志趣一途にて文類の定例なりき。其の

源流乃朝廷も始りて 聖上乃は泡也 相竹以

あやむる其上正しく風をさうりして君命の

受て授せしむ。黄龍乃は泡也を始りて

其の彼も其の事なりしにて其文飾なりし

支那及執政の清泡也。其の備雲と高海も備り

及不し。或ハ雲井乃は鶴を雲とせしむる

蘇乃蘭も化しある。脱出ある臥蝶りなりし

文類もその有る。地下の叙辭も其の

或ハ書なるを撰せ或ハ梅邊の文とあやむる

梅邊今語を 既り文類の骨なりし其表の清

の寧ろ霰さしぬきのも縁なりしなり

其はあしし 仍る文勝の推譲と仰て其表の

とあやむる一侍なり

菊花御紋乃事

兼菊の物ゆゑや菊中の君として花裏乃仙と
なりて後乃江相公の御事あり凡朝家乃
菊の事と教ひ給ふ事 桓良天皇の延暦十
六年十月菊の御由のあらぬ散りて成情
多しと云はれ給ふ事 豊饒として平城京遷の御事
孫小菊花と云ふ事 大岡に申小宮湯
の宮あり給ふ事 御事いと云ふ老杖給ふ

菊乃傳言も今少絶さるし是より先此の
言有るはきつかり志のまに菊を法紋に用ひ
たるはふも是よりいふの例はるかかき菊の
別名と傳ふ事ありしをこの外異名も有り
し事も目録にあらしめひける

類聚國史卷七十五 歲時部 六旬宴 延曆十六年

登亥曲宴酒酣皇帝歌曰已乃已呂乃志
具禮乃阿承尔菊乃波奈知利曾

之奴倍波阿多良種乃香乎賜五位以上衣

被回國史三十一行幸 帝幸神 大同二年九月乙巳行幸神

泉苑琴歌間奏四位以上共挿菊花于時

皇大猷頌歌曰美耶比度乃曾乃可邇采豆

留布智波賀麻波美乃於保母能多乎利太

流祁布 上和之曰袁理比度乃比已呂乃麻

真丹布智波賀麻字倍伊呂布賀久爾保比

多理介利群臣共稱万歲賜五位以上衣被

年中行事秘抄曰。弘仁式部式云。凡九月九日
菊花宴。應召文人者。前二日省簡定文章
生。諸司官人。堪屬文者。造酒薄。預令宣。經
國集曰。詔。朕天皇重陽節。若芳菊。神奇在。括
獨ウルオウ。遠マシ。蔓マシ。延マシ。雙ソウ。飛ビ。錄ロク。岸カシ。被カウ。址シ。華カ。實シ。星セイ。羅ラ
莖ケイ。葉ヤ。雲ウン。布フ。香カウ。飄ヒヤウ。朝チウ。風フウ。色シキ。照シヤウ。夕シヤク。露ロ。於オ。是シ。日ニチ。當
重陽。高コウ。宴エン。華カ。堂ドウ。正テイ。開カイ。席シキ。傍ボウ。引イン。賢ケン。良リヤウ。隨ズイ
桓ケン。景ケイ。而ニ。訪ホウ。古コ。就ジウ。陶トウ。潛セン。以ニ。命メイ。觴サウ。節セツ
畧

事シ。文ブン。類ルイ。聚ジュ。曰ニ。菊キク。花カ。一イツ。名メイ。曰ニ。精セイ。又マタ。菊キク。譜ポ。序シ。云クニ。山
林好事者。式以菊比君子。其說所謂。歲華婉
婉。州木變衰。乃獨華然。香カウ。發ハツ。傲オウ。晚ワン。風フウ。霜シヤウ。
此コノ。幽ユウ。人ニン。遠エン。比ヒ。之ノ。操ソウ。雖モトモト。寂シヤク。寥リョウ。寒カン。而モトモト。味ミ。道ドウ。之ノ。映エイ
不改其樂者也。神農書。以菊為養性上藥。
能輕身延年。南陽人飲其潭水。皆壽百歲。
使夫人者。有於為當年。醫イ。回クワイ。花カ。民ミン。亦モトモト。猶ユウ。是シ。而
已ニ。節セツ
畧

桐行鳳凰麒麟御文之事

天皇此法袍桐行鳳凰麒麟と云やさう織ナリ也
是衣去乃古昔天皇此何小鳳凰みかみの格相
母あり何し行実と云ふしつゝ多事あり麒麟
麟の仁獸形を説くもふもや但本朝の昔
天皇上の法袍は帛の御衣と貴く記文として
若御し多しやと云ふて衣後令の割後光白次
小黃丹とあげらる其白ハ天皇の後法小云好く

黃丹ハ皇太子に後衣めさういふと云ふ帛乃
法衣ハ白多無紋乃きぬといふ云可るふ
法衣天皇此仁十一年正月詔して大小の神事
母は帛の法衣其外諸令あり昔極深の法袍
と云ひ多し云ふはしつゝ多事あり。其のまハ桐行鳳
凰麒麟の法衣はけはと云ふし何れ抑黄
極深の深毛形もや。極黄小して是日の多しなり
と云ふといふあり

天皇法袍の介ハ云月乃

例亦皆不志系一竹々如

衣後令制服條曰凡服色 白黃丹云

集解釋曰我朝以白為貴色 天皇之服也

日本記畧曰弘仁十年二月甲戌朔詔曰其後色

大小諸神事及奉幣方季冬諸陵則用帛

衣元正受朝賀則用袞龍十二章朔日受朝

聽政受蕃國使表并幣及大小諸會則用

黃極深之衣

事物紀原曰御袍二儀實深曰唐武德初用

隨制 天子常服黃袍及衫後制用赤黃遂

禁止士庶不得服其事自唐神堯始也後又

曰繡黃王建宮詞曰日色繡黃相以謂赤黃也

今俗又以天子之常服淺黃為繡黃也

事文類聚曰韓詩外傳云黃帝即位施恩

修德宇內和平未見鳳凰乃召天老而

問之曰鳳象如何天老對曰丈鳳象時前

而麟後蛇以而魚尾龍文而龜脊夔領而鸞
喙首戴德頭揭義脊負仁心入信翼扶禮
足履文尾繫武小音金大音鼓延頭奮翼
五色備奉任即安素則喜遊必擇所飢
不妄下黃帝乃服黃衣帝黃紳戴黃冠
存方中宮鳳乃蔽日而至止帝東岡集招
樹食竹實沒才不去
詩大雅卷河曰鳳凰鳴矣方彼高岡摺相

生矣云云

白氏文集曰谷相花詩之中為居長子枝鳳凰上以鳴一
吟君萬歲壽如山不願再吟萬人泰借為元
年韻府曰真麟儻身馬足牛尾一角角蹄曰
高文二丑蹄牝曰麒麟雌鳴曰游聖雄鳴
曰歸昌黃帝時在囿成康時在郊叢
昌黎文集獲麟解曰麟也必有聖人在方位
麟為聖人出聖人必知麟之為不祥也

如麴塵象桑葉之始生之色也博物志卷

第七 異聞 曰故大尉常山張顛為梁相天新

而之後有鳥如山鵲花荆近地市人擲之稍下

墮民爭取之即為一圓石言縣府顛令

破之得一金印文曰忠孝侯之印顛表上之

而藏於官庫

泚川直衣法文小葵并三重譯の事

法川直衣法文をいふ法依初の小葵其小葵は秋と

りて葵としゆふ所ハあつてまふいつりて実

と好まゆふを葵といつたりはるるを

りて冬の法川直衣小用ひふせ給つるを

夏はスミシの二重あひひ花田の二重こい、夏のき後なれり又の

名を文 ねれ法川直衣は夏の何れまハ水と

みわつる夏の法文と用ひせ給つる小葵あり

つゆの夏の直衣同半臂たかしく指費の文

一のこい同一名と大文といふはさ文ね

一々のめやいさくらくも考

本草綱目曰小葵集弘景曰以秋種葵而後
養。經冬。至春作於子者。謂之冬葵

同綱目曰。菱或作菱集解弘景曰。盧江間
最多。火燔以。為米。為糧。今多生。曝食之。

頌曰。菱處。有之。葉浮水上。花黃白色。
花落而實生。

雲鶴及立涌雲の事

雲は山川の氣のうらひ。又陰陽集してやと
形を飾まはさぬ。もちし。海少のほひ
をさし。おしを。海へ。入と。又雲
鶴の文。おと。及。立。涌。乃。御。袍。少。月。ひ。了。了。但
い。か。一。は。御。殿。と。人。も。月。ひ。ら。り。め。や。山。松。法。門
御。門。前。川。の。り。き。め。在。細。言。乃。御。袍。不。了。了。
有。あ。た。ら。し。あ。ま。又。延。長。の。比。よ。為。京。の。在。衡
也。位。の。為。人。小。補。せ。ま。し。と。橋。の。西。通。う。等。

送りける 跡小 後臨いさぬの 二景 暖の 風も 音も
 云白あつしけき ばたや 醍醐帝の 法附
 小も 古きしれ 文次のあるし 文一 今 西の
 親王 古 岡の 文文く 成し 甚始と ころ び 只 子
 せの 物 一 後 小の せ ね 乃 又 三 備 ぞ 乃
 文 一 字 法 の 物 改 少 始 乃 ば け り ぬ せ せ 乃 乃
 物 拓 の 四 海 と 海 一 後 乃 事 ぞ の 如 し 一 乃 乃 乃
 む 一 の 一 法 家 の 一 も 用 ひ ら ぬ 乃 一 乃 一 乃 一 乃

伊谷 西 院 田 む 一 仁 和 帝 昔 川 小 乃 乃 乃 一 乃 一 乃 一 乃
 今 一 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
 大 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
 法 小 書 乃 乃 乃 乃

若 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
 と 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃

た 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
 ひ け 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃

和漢朗詠 回 慶 更部侍郎 殿 侍中 著 緋 初 出

紫微宮 銀 眞 腰 底 辭 春 波 綾 鶴 衣 間 舞 曉

風花月一息交昔既云沉萬里眼今空窮省躬

還恥相知久君是當初竹馬童

○吉部秘訓曰建久二年十二月八日今日御元服定

雅成親王元服以後才帝

云經房卿申云於御袍文者雲鶴之由見

保延記後照念院殿裝束沙曰雲鶴太閣之時袍文也

同沙曰知足院殿仰云文立佛雲袍宇治殿百々

卜一人着之我讓同白之後初着出雲也云云

又云立佛袍事京極大殿仰少壯年批柄は

不可着之立旬之後可用云而近代昇氏長者

之人不謂年老若皆令着給云云

○史記天官書曰凡望雲氣正義曰春秋元命

包云陰陽聚為雲氣也又曰若煙非煙若雲

郁々紛々蕭索綸困是謂卿雲卿雲見喜

氣也

○事文類聚曰郡書要語曰天降時雨山川出雲

舒則弥纶覆四海卷则消液入无形成公缓赋
本草綱目曰鶴時珍曰按相鶴經云鶴陽鳥也
而遊于陰行必依洲渚止不集林木二年落子
毛易黑燕三年產伏又七年羽翮具又七年
飛薄雲漢又七年舞應節又七年鳴中律
又七年大毛落氍毛生或黑如漆百三十年
雌雄相視乘千三百年形始定飲而不食乃
胎化也。

浮線蝶并縮線蝶之事

此浮線蝶は蟹の心一の蝶小化一多を整
と云ふ事と云ひて名つけて卧蝶といふ。四翅
あり蝶めして能子と名せはいつて後或ハ
あまうと浮線蝶といひ或ハ又浮線蝶といふ
いかくのさく。名目せいのさく。甚久程
蝶と云ひ圓小卧あり名小して卧蝶といふ
うち候はる。ありひの国文少成。或浮文

生印時並 紙上之卧

めも用ひぬるはきけはきわめて清の字少くは
る下拵用字少きを夏の袍も教文小して用ひ
らるるありひの真衣ゆゑの下の表の表あり
固文ありして用ひるるひの習字の表及
拵家童袴の清附二重織お指費の上
文ありは清文ありして用ひるるは必二重あり
ひは名目小清縁後とつゝ成りき又表の袴は
用ひるる下の編縁後とつゝ成りしひの縁後
後と書けり成りも編縁後と清て、名目さしき
き多し小縁後とつゝ成り文字ありて又編の字も
心那に縁後とつゝ成りしひの縁後とつゝ成り
中か小縁後とつゝ成り清文小織多しと縁後とつゝ
成りしひの縁後とつゝ成りしひの縁後とつゝ成り
ありと、編縁後とつゝ成りしひの縁後とつゝ成り
は教の文の名ありて、縁後とつゝ成りしひの縁後
織部式及中右にねど小見えありて、名目さしき

いづれか有。薄紙と云ふ紙を。かき延ぶ式は。熟紙
紙と云ふ。其れ他少く。宿紙。云々。是れも。宿紙
と云ふ。厚き紙信成。下。云々。熟紙。互古と二
多し。海。云々。江。流。小。り。云々。

○東山た肩公名目抄曰。卧蝶文。直。衣。及。同。下。装。文。等。

三條装束抄曰。下装事。冬は。面。製。地。の。

あや文。浮。線。蝶。丸。遠。文。小。指。之。云。

○後進念院装束抄曰。浮線蝶。於。涼。州。夏。袍。

文冬。直。衣。及。冬。下。装。面。文。等。同。上。

胡曹抄曰。童親。上。指貫濃。紫。二。重。織。物。地。文。亀。甲。上。六。文。白。浮。線。綾。丸。

○桃李葉葉曰。撰家童骸之時。紫。二。倍。織物。

指貫地。文。亀。甲。上。六。文。白。浮。線。綾。丸。也。

○蟹。蝶。云。之。蟹。本草。細目曰。時珍曰。其出。屬。陽。喜。

燥。惡。濕。食。而。不。飲。三。貶。三。起。二。十。七。日。而。老。自。卵。

出。而。為。妙。自。妙。而。為。蟹。而。繭。々。而。蛹。蛹。蚕。々。而。

卵。々。而。復。妙。亦。有。胎。生。者。與。母。同。老。蓋。神。虫。也。

らあけしれきうしたのきも久しくきほく
め或は方の教ふより知れぬいと奥あり
世に龍膽唐草吉葉たさきぬと教くあり
そふもくこのま巧めらと用ひらあけぬ

龍膽多経支法時言
所可也

梁塵愚按抄曰其駒 その駒やあし
かふま、しりりん、薬ころま、かんや
其、茶、割、不、見、馬、書、人、三、
亦、依、制、反、テ、
齒、ノ、系、也、 或人考説曰馬蔘因俗。

仙人草。又少川草。夏白花。出てさく
莖方也。花葉白くして梅のまじり。本草
石草の類。仙人草と云ふ。別や。今
葉の味辛くしてたでのまじり。齒とせ。齒に
つ。毒多し。和方仙人膏。其けと。松
脂。和して膏。少。腫毒。と。云。云。
。 借抄曰。龍文多者。唐草。但有帰無
帰。多。用。無。帰。云。

三條裝束抄曰。袍輪無三條當家大炊ノ御門
中院當日野

觀修寺等用之。唐草ハ西園寺德大寺

花山院四條以下多夏冬無著。別大臣以後

異文。袍定レ事也。當家ハ壯年乃時。雖

任大臣。暫輪無用之

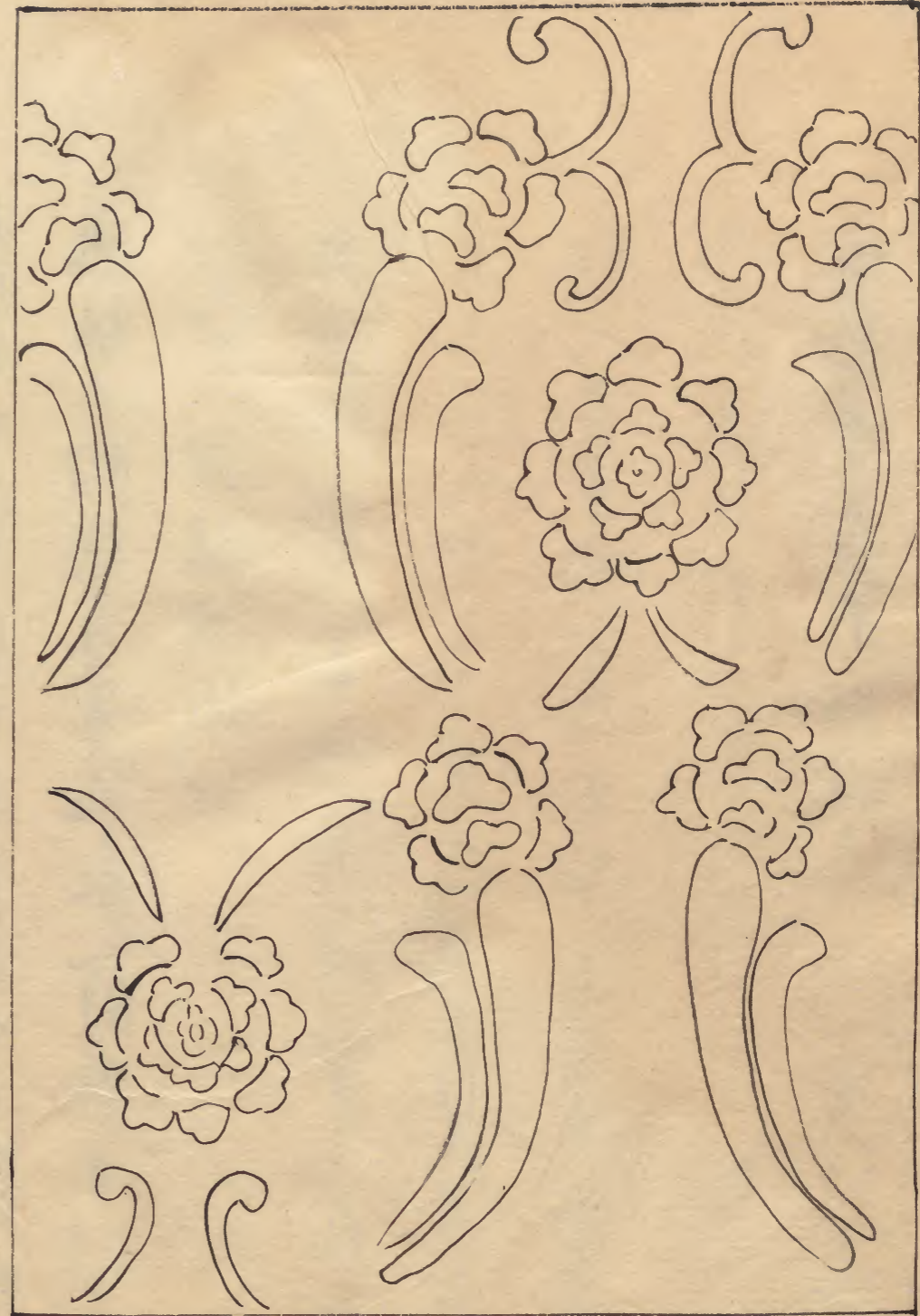
後照念院殿。裝束抄曰余カ家皆著輪無

唐草。但大臣以後著。改之人等有之歟。

大炊御門故内府冬忠公大滝甲花山院相因

通雅云。輪違等暑之家之例也。

有輪唐草



○延喜彈正式曰凡綾聽用五位以上朝服六位以下不得服

○玉葉曰建曆二年三月廿二日宣旨云地下四位以下不可着綾草

○彙海集曰水火陰陽相文既流流通之義也云

窠母霰の文及鳥袴の文の事

この袴小用ひらあ下の窠小あまき文ハ袴の窠形といふ一邪鬼小留て魂と蛇の窠の中小

くまは鬼あつてはつひとつあ故事有
是るもつらて用ひつや終ふ也又指費の名
後この文ハ是風をこつあ比雲の名なり直
はは風名次つるまは上あまふおつあまて各雲も
はく肺もは。共尾もやして尾の中より因節
あつておほふぢり川尾として能うぶくつえ
多る今指費及び扇風の窠形小用ゆとのた
右あまかまはうふかめや又ア籍く名と云は雲あり

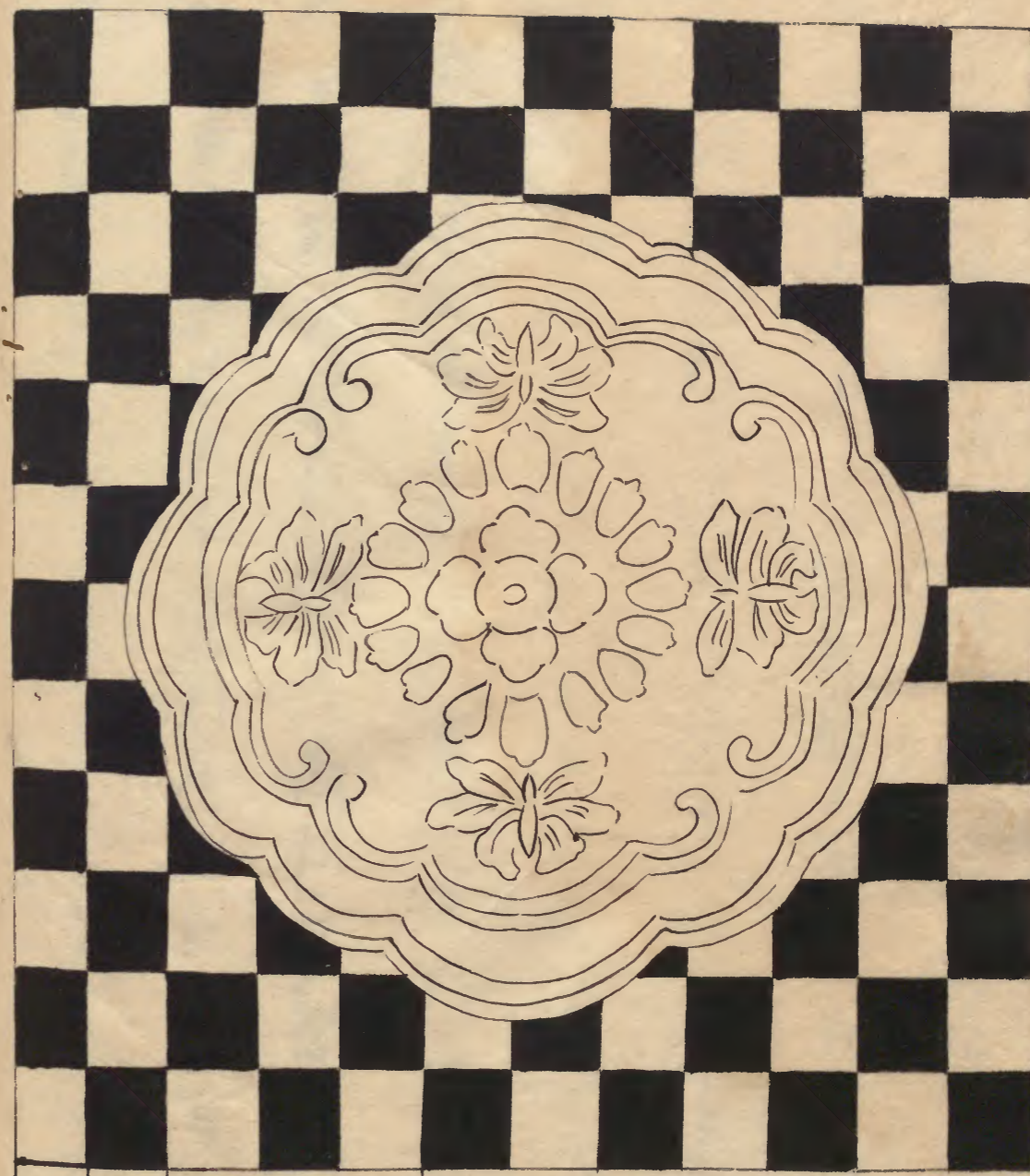
其多ハ一翼一月おぼへて、あつたを異とて、花中
博志ありてあり、但其能くも、あつたを異と
く、別のものなり、此風もの事ハ、論じあつたを
記ハる細事、かく記すも、いふに、くつ及、口を
たれ、同とて、あつたを、あつたを、あつたを、
つるふ、今この世の事、縁とて、稍ことなり、仍、
示、あつたを、あつたを、あつたを、あつたを、

窠、文韻府、歌回、蜂、窠、古有、逃、死者、寄、魂、於、蜂、窠

中、鬼、身、不、見

○ 風鳥有雌雄、自尾中先、棧色雌、自尾中先、白色。
各尾長短、百節計、無翼、無肺、足、皆青、喉間薄
处有光毛、毛亦柔也

風鳥圖



展風裏形

今ノ鳥祥脚定ルモノ不審



指費の文依形氏可有別字事

凡指費の文多、藤の丸を用ひらふ。其の如きは、友氏の
盤字好ふ、ゆゑに丸の字も亦、藤の丸と云ふ。己不藤
丸と用ひらふ事。甚るの如きは、藤の丸と云ふ。己不藤
丸の字の中、おひて、藤の丸と云ふ。三條家
丸、藤の丸の指費を用ひらふ例も有き。此の如きは、
丸の字も、藤の丸の字も、藤の丸の字も、藤の丸の字も、
此年の字、藤の丸の字も、藤の丸の字も、藤の丸の字も、

亦も儀々なる也。蓋、吾邦不下のしるべきものや、
御考少くも、諸書も所きあり。其後、
一、ゆめを多縁の文に、
礼服之興也。取以報功章。德多。仁尚賢。故非其人
不得服其服。可謂禮也。昔我

先王、定衣裳之制。下不得僭上。賤不得踰貴。文質
隆殺。各有其等。自是以來。世有損益。及至後世。沿襲
真服章制度。或謬而不有。能改疑於其間者。焉。壺

井氏其雅好古。礼舉其可疑者。教條詳加辨折。名
曰裝束推談書。成未予跋語。同叙教言。而還之。

享保丁未秋 羽林藤原隆英撰書

一 比呂水以爲傳

窪子平の土器之考

柞丸墓の豐筋は、上古の平命瓦甍を、
小及て、古器といふ也。蓋、
柏の葉といふ、
法食法茶菓多と、
供進さるなり。

土作瓦

辰解云謂瓦泥行
瓦以泥為故連言

并燒石灰等事。

土作一人、令史一人、泥神一人、直丁一人、泥戸

使部十人

右と考合はまはらう前ハ瓦と青のふりてき。

然ハ瓦も上女のもの也。又青と和創とるハかへく

といふも創れん。瓦あきののち略の改めむ。か

多く同韻したとして、同韻めてかたため同韻

通一たとして同韻めてかたため同韻

とるものん。伊勢の赤宮の忌詞七言の目ぶ

寺と瓦葺といふも有ふまは和創の義。

瓦葺のちまの改めんか。陶と青のふり

又瓦と青のふりぬきか。きよあまの土三司を

あひ能くして、宮陶司の職事と并ぶか。陶

瓦の敷と又瓦と泥をいふも是

平瓦 葺瓦 土作人 直丁 泥戸 神武天皇乃

はるる

日本書紀神武天皇の巻。天の香山のちをぬて。

其書不。身去也。若此と盛らざるに終る也
よりの如く武家の礼書也。因にこの如く
身去也といふ也。あまのりく書不。ちか
づきいぬひさうな入らぬ入る也。能く其代お
ひのりめあふ入る入るひひひひの
と念令 出来河盛奥也。

今按 此書亦亦の書也。身去也。因に如く
し。程成る。右の書よりして可考

寺工瀧整博士。凡情を多と用明。天皇元年。
百洲固く。或る事。日本誌不見也。其書は
初くろくしてけい系。後代の事少し。上古の
去也。臂を作る。指を以て作る如く。指を以て
作る。古風如く。天の杖と有。又臂を以て作るは
杖と異して。臂を以て作る如く。ろく初きて
作る。ひの。の事由りて作る如く。事如く。
只をア世東國乃。士念師の。初くろくと用る也

厚心切二寸五分入三寸五分入と云

- 一 大重指 後三寸五分
- 一 小重指 後二寸五分

右小重系長形書訓見

- 一 小重指 後三寸五分
- 一 大重指 後三寸九分

- 一 三五入指 後四寸三分
- 一 七五入指 後四寸七分

- 一 五五入指 後四寸七分

右と

右軍家四七番師松井新力馬調を寸法也

- 一 源藏海山七番八番同と云作也

- 一 伊勢神宮の法七番八番同と云作也

- 一 武州守屋坂入等村の寸法は諸くらと云作也

右寸法の寸法

- 一 水引糸の行騰分ハナ色色考

或人多頃を後多高忠弓馬故實傳授の中
 引騰を糸の條 百と射礼

馬子修羅を武女ぬしぬ。拓のまゝし人なり
き然しして。此羊の目。而徳の始。安通語て
曰丹波御心。心乃地。朽木氏神が補植。高は
さくまて。多敷の事と能く。年々。あつ人
わしき。その御智として。敷敷の事も。拓也
らま。あふが。や。見し。あして。夏。牝麻。牝麻と
ま。つ。ま。甚し。ま。か。ん。あ。ま。夏。お。月。の。比。れ
ま。あ。く。ま。つ。ふ。ま。を。ま。し。て。切。小。徳。事。と。得。と

あ。加。牝。命。を。求。び。物。ぶ。小。牝。是。あ。ま。ま。あ。時。に
傷。留。さ。る。あ。牝。麻。ハ。怖。ま。て。山。深。く。入。り。ま。て
時。あ。ら。り。因。茲。牝。麻。あ。く。く。夜。も。ま。の。こ。う。か
ま。あ。く。く。と。穢。人。松。の。楠。と。岸。の。先。か。け。て。火。成
く。や。い。甚。火。の。例。も。甚。う。屑。ふ。て。あ。ま。あ。帽。子
と。か。あ。つ。て。ま。と。ま。げ。ろ。と。あ。せ。物。し。ひ。あ。れ。ぬ
甚。服。の。ち。ふ。き。く。く。く。或。牝。麻。か。く。あ。ひ。て。惑。ひ
あ。と。射。て。あ。ら。ま。又。秋。ハ。牝。麻。ハ。牝。麻。を。ま。つ。ふ

ふしども又牝麻の節ふきては。切ら牝麻と
信せしむ。牝麻も何れ其傷まら成りしひて山
歩く御入はくもて避るべし。此所小牝麻の望
てありと。牝人又射てみよしは事朽木氏
あゆみの牝人ふ。珍敷せし事かくのほ
くま安通云ふまは其互の夜。牝人の木の楠と
ふは成和舞ぬ。大串くま又その牝人の牝
麻とみよふ。少とくかくして。其麻始て堀川

院の佳代。物交百首の歌ふ。照射くまして。考
らる牝麻の事とくまらる。同く百首めはるま
の物く歌とまして。牝麻とくまあり。是牝は
民業及。武事の為好まは。四十月の比。山歩く
道に也。牝麻の編の事なり。物小牝河と名
として。其不辱く照射ぬ。牝麻のくまあり。是
く西まし事。不珍敷くまは。是牝麻ハ
まらきとの。牝麻は。女のあまきなり。のなり。

くねやふゆの。佐々牡集奇小

少しきふ林の陰め立つ無秋の如紫の香やうら

色くや思ふやい文字ゆきや
古来とありしやうら

彼折あ氏の秋と以右のあ首牝麻のふりゆ事

決まらず。若年の射ののり騰め夏毛と用ゆ

ふとら事ハ。其くねやふゆと以てはるる歌

一其牝麻の毛秋め色もい又。際進まておね

くつものふゆ色中先く後を秋と毛と用ゆ

あしりしね?

一又其牝麻の毛あめ色もい秋もは進まて色

うさゆもあめ色もあね。はるる色もは

秋と毛のあかけし色もはあうと用ゆ歌

牝小弱年中老年の行儀は若小牝麻の華と用

ゆふの牝麻もい。毛もあぶやふ裁縫して集小

毛用は毛の事やはるる事も若しりゆ

一牝麻の若者かまう。色もあう。不あふがあふ

ねらふやうにそのふ旋毛。まほくあぶやふぬや
敷飛和音集。保政の奇小

何處さ。雪はくもせとほく麻の上毛の
ほーやとくさうさうん

一 麻は特麻ねらふふまへく花さよ毛は悪
してふ旋毛。腹より上。背ふりけてちなうりけろ
ほーほいふねら

一 特麻の毛は夏ふ盛ねらふ特麻乃毛はあふ盛也。
此あめ夏毛さうは。特麻ねらふ。あもさうは

特麻ねらふ。あーと麻は其毛のせや。あ役のさふ
屋向のりふむけて。さうまへ毛長くさー麻の
方めくは。木海を授く。あふめく。さうまへ特麻
赤くさみ出し。特麻はふくさうまへ也。其特麻の
夏ふ盛ねらふあ役の毛とさうまへ。筆工のあめねら
信じて夏毛のさうまへ

一 特麻の毛はあふまふや。其君くまへさうまへ
あ役のさう屋向のりふむけて木海。さうまへ



